



平成 28 年 8 月 26 日
自動車局 整備課
環境政策課

「自動車点検整備推進運動」の強化月間が始まります。

<点検・整備ではじめよう 安心クルマ生活>

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、国土交通省は、関係団体等で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会」と協力して『自動車点検整備推進運動』を9月及び10月を強化月間として展開します。

中古のバスも数多く使用されている中で、バスの火災事故も散見され、また、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などによる事故が発生していることから、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発を重点項目のひとつとして取り組みます。

平成28年度「自動車点検整備推進運動」実施要領（別添1参照）に基づき、次の実施事項を中心に取り組みます。

1. 全国各地におけるイベントの開催

マイカー点検教室等のイベントを全国各地で開催します。（別添2参照）

2. ポスター等による広報・啓発活動の実施

ポスターの掲示、チラシ・小冊子の配布、アニメーション配信、モバイルを活用した点検ツールの提供等を行います。

全国358社の乗合バス事業者（別添3参照）の協力を得て、バス車両前面に横断幕を掲示します。

3. 事業用自動車等に対する重点的な取り組み

運送事業用の大型車について、ホイールの取付状態、燃料装置及び車体車枠等の重点箇所に係る点検を実施します。

前検査^(※)を行った事業者又は行おうとする事業者（自家用大型貨物自動車の使用者含む。）について、定期点検の実施状況を確認し、定期点検の確実な励行を指導します。（※定期点検をせずに自動車検査（車検）をすること）

4. エコ整備の啓発

適切な点検・整備の実施によるCO2削減効果について、様々な機会を捉えて自動車ユーザーに対して周知します。

5. 公用車の点検・整備の励行

自治体が保有する公用車については、率先して点検・整備を実施していくべきものであることから、確実な点検・整備の励行を図ります。

なお、本運動の開始に併せ、8月30日（火）14時より、ベルサール秋葉原において、自動車点検整備推進協議会主催による『平成28年度自動車点検整備推進運動』記者発表会を行うこととしております。（詳細は別添4参照。カメラ取り可）

<問い合わせ先>

国土交通省自動車局整備課 平川・下窪

TEL:03-5253-8111(代表) (内線:42426) 03-5253-8599(直通) FAX:03-5253-1639

国土交通省自動車局環境政策課 中里・木戸

TEL:03-5253-8111(代表) (内線:42532) 03-5253-8603(直通) FAX:03-5253-1639